

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

平成 31 年 2 月 22 日
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が平成 30 年 10 月 1 日から同 12 月 31 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

【事業再生支援業務】

1. 再生支援決定を行った件数

1 件

2. 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数

3. 再生支援決定を撤回した件数

上記、2. 3. 該当なし

4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額

(1) 再生支援対象事業者の概要

該当なし

(2) 買取りに係る債権の元本総額

0 百万円

(3) 信託の引受けに係る貸付債権の元本総額

0 百万円

5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）

(1) 再生支援対象事業者の概要

該当なし

(2) 出資総額

0 百万円

6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る貸付債権の元本総額を除く。以下において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額

- (1) 債権の処分の類型
債務の免除：0件、債権の譲渡：0件、その他：1件
- (2) 株式又は持分の処分の類型
譲渡：1件、消却：0件、その他：0件
- (3) 処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
65百万円
- (4) 処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
0百万円

7. 一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

- (1) 再生支援対象事業者の概要
 - ① 近畿地方の造作材・合板・建築用組立材料製造事業者
 - ② 九州地方の鮮魚小売事業者
- (2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額
137百万円

【特定支援業務】

8. 特定支援決定を行った件数、特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長の決定を行った件数、特定支援決定を撤回した件数、特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種及び買取りに係る債権の元本総額、特定支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額及び処分後における特定支援対象事業者に対する当該債権の元本総額、一の特定支援決定に係る全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種及び特定支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

- (1) 特定支援決定を行った件数
6件
- (2) 特定支援決定に係る買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- (3) 特定支援決定を撤回した件数
該当なし

(4) 特定支援決定に係る買取決定を行った特定支援対象事業者の業種

- ① 冠婚葬祭事業者
- ② ソフトウェア事業者
- ③ 自動車小売事業者
- ④ 畜産農業事業者
- ⑤ 非金属用金型・同部分品・附属品製造事業者
- ⑥ 映像・音響機械器具製造事業者

(5) 買取りに係る債権の元本総額

1,349 百万円 ※実行ベース

(6) 債権の処分を行った件数

債務の免除：7 件、債権の譲渡：0 件、その他：9 件 ※実行ベース

(7) 債権の処分時における当該債権の元本総額

3,347 百万円 ※実行ベース

(8) 債権の処分後における当該債権の元本総額

896 百万円 ※実行ベース

(9) 全ての業務を完了した特定支援対象事業者の業種

- ① 旅館、ホテル事業者
- ② 和装製品製造事業者
- ③ 道路貨物運送事業者
- ④ 旅館、ホテル事業者
- ⑤ 不動産賃貸・管理事業者
- ⑥ 砂・砂利・玉石採取事業者、ガソリンスタンド経営事業者
- ⑦ 出版事業者
- ⑧ 冠婚葬祭事業者

(10) 全ての業務を完了した特定支援対象事業者に対して行った

買取決定に係る債権の買取価格の総額

172 百万円 ※実行ベース

【特定信託引受業務】

9. 特定信託引受対象事業者の概要、特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額及び一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要

該当なし

【特定出資業務】

10. 特定事業再生支援会社の名称、特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額及び一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称

該当なし

【特定専門家派遣業務】

11. 特定専門家派遣決定を行った件数

5件

【特定組合出資業務】

12. 特定組合出資決定を行った対象特定組合の概要及び特定組合出資の額

(1) 組 合 名：西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合

REVICキャピタル株式会社及びロングブラックパートナーズ株式会社が共同設立し、災害救助法（昭和22年法律第118号、その後の改正を含む。）の適用を受けた11 府県（広島県、岡山県、愛媛県、福岡県、山口県、島根県、鳥取県、高知県、兵庫県、京都府及び岐阜県）を対象として、同府県に本店又は主要事業拠点を有する被災事業者及び災害復興に資する事業を行う事業者等に対し、過剰債務の解消、必要資金の提供及び人的支援を行うことを主たる目的とする組合。

出資決定日：平成30年12月21日

(2) 特定組合出資の額：500百万円

【特定経営管理業務】

13. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

(1) 会 社 名：REVICキャピタル株式会社

設 立：平成25年6月28日（特定経営管理決定：平成25年6月20日）

所 在 地：東京都千代田区

資 本 金：約100百万円

業 務 内 容：地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

活 動 状 況：ア) ①平成30年10月31日に、ロングブラックパートナーズ株式会社と共同で活性化ファンド（名称：「西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合」）を設立し、2社による共同運営を開始
②平成30年11月30日に、株式会社北洋キャピタルと設立した事業再生ファンド（名称：「北海道オールスターワン投資事業有限責任組合」平成26年3月31日設立）の出資持分全てをロングブラックパートナーズ株式会社に譲渡し、無限責任組合員の地位を譲渡

③平成30年12月31日に、紀陽リース・キャピタル株式会社と設立した活性化ファンド（名称：「わかやま地域活性化投資事業有限責任組合」平成26年1月24日設立）の出資持分全てを紀陽リース・キャピタル株式会社に譲渡し、無限責任組合員の地位を譲渡

イ) 設立したファンドにおける投融資実績

投融資実行件数7件、投融資実行額1,772百万円

(2) 会社名：NCBキャピタル株式会社

設立：平成27年1月5日（特定経営管理決定：平成26年12月19日）

所在地：福岡県福岡市

資本金：10百万円

業務内容：九州地区における地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附随する業務等

活動状況：設立したファンドにおける投融資実績

投融資実行件数1件

(3) 会社名：REVICパートナーズ株式会社

設立：平成27年3月9日（特定経営管理決定：平成27年3月6日）

所在地：東京都千代田区

資本金：50百万円

業務内容：地域の核となる企業の早期経営改善等を支援する投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附随する業務等

活動状況：設立したファンドにおける投融資実績

該当なし

(4) 会社名：いよぎん・REVIC インベストメンツ株式会社

設立：平成29年7月14日（特定経営管理決定：平成29年7月14日）

所在地：愛媛県松山市

資本金：50百万円

業務内容：愛媛県内の主要産業の面的な発展・創成に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附随する業務等

活動状況：設立したファンドにおける投融資実績

該当なし

(注1) 上記「再生支援対象事業者の概要」において記載している地域は、各事業者が主たる事業を営んでいる地域を記載しています。

(注2) 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入しています。

以上

平成 30 年度第 3 四半期(平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日)におけるトピックス

平成 31 年 2 月 22 日
株式会社地域経済活性化支援機構

地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業等の事業再生の支援と地域経済の活性化に資する事業活動の支援に係る取組みを進めています。平成 30 年度第 3 四半期での機構の業務実績及び活動状況について報告します。

1. 【事業再生支援業務】

平成 30 年度第 3 四半期は、支援決定 1 件を行いました。また、2 件の再生支援を完了しております。

・支援決定の内訳

非公表 1 件

・支援完了の内訳

トリスミ集成材株式会社及び奈良県大規模木造協同組合、株式会社最上鮮魚

2. 【特定専門家派遣業務】

平成 30 年度第 3 四半期は、特定専門家派遣決定 5 件を行いました。

・派遣先の内訳

株式会社秋田銀行、株式会社京葉銀行、株式会社東和銀行、REVIC キャピタル株式会社、他非公表 1 件

〈参考〉機構による人材育成等の状況（平成 30 年 12 月 31 日時点）

人材育成	短期トレーニー累計人数	128 人
	金融機関等からの出向者累計人数	118 人
人材派遣	専門家派遣累計人数	1,236 人
	投資先・支援先へのハンズオン累計派遣人数	380 人
人材紹介・還流	専門家の累計退職者数（独立開業或いは専門機関に従事）	113 人
	日本人材機構（JHR）による地域との人材マッチング数	103 人
合 計		2,078 人

3. 【特定経営管理業務】

平成 30 年度第 3 四半期は、ファンド 1 件の設立、投融資 8 件を新規実行いたしました。

・ファンド設立の内訳

○REVIC キャピタル株式会社によるファンド設立

西日本広域豪雨復興支援ファンド投資事業有限責任組合

・投融資実行の内訳

○REVIC キャピタル株式会社設立ファンドによる投融資

株式会社ウイングビジョン、株式会社スペースマーケット、株式会社 S-Nanotech Co-Creation、マテリス株式会社、株式会社 S'UIMIN、他非公表 2 件

○NCB キャピタル株式会社設立ファンドによる投融資

非公表 1 件

4. 【その他活動について】

機構は平成 30 年 10 月 10 日に文化庁と文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて、双方が持つ機能を活かした具体的な支援策を検討し、実行に移していくことを目的として、包括的連携協定を締結しました。

（注）上記は、原則として支援決定時点での社名で表示しております。